

## 参考資料

### 1. 計画策定の体制と手順

#### (1) 計画策定の体制

- ①白紙の段階から地域タウンミーティングや様々な団体等との意見交換を行い、さらに計画案についてパブリックコメントを行って、広く県民等からの意見を取り入れ策定作業を開始

食育の主役は県民であり、食育活動は、家庭・学校・地域・関係団体・食育実践者・行政等が連携して取り組むことが必要です。県民参加による創意と工夫を凝らした食育を推進するため、白紙の段階から県内各地域でのタウンミーティングなどを行い、県民等からの意見を踏まえた計画づくりをスタートしました。

- ②各分野を代表する有識者や実践者などからなる、「千葉県食育推進県民協議会」を設置し、専門的立場、食育を実践している立場から意見・提言をいただき、また、下部組織として、「千葉県食育推進計画策定支援作業部会」を設置し、具体的な計画内容を検討

県民一人ひとりの食育活動への参加・協力を促進し、食育を県民運動として展開するためには、関係機関、民間団体等の自発的な取組が重要です。

食育に関わる幅広い分野を代表する機関・団体や専門家、食育を実践している方々と協働した計画づくりを行うため、「千葉県食育推進県民協議会」（平成18年9月1日設置）及び「千葉県食育推進計画策定支援作業部会」（平成18年12月26日設置）を設置し、推進計画の具体的な内容の検討を行いました。

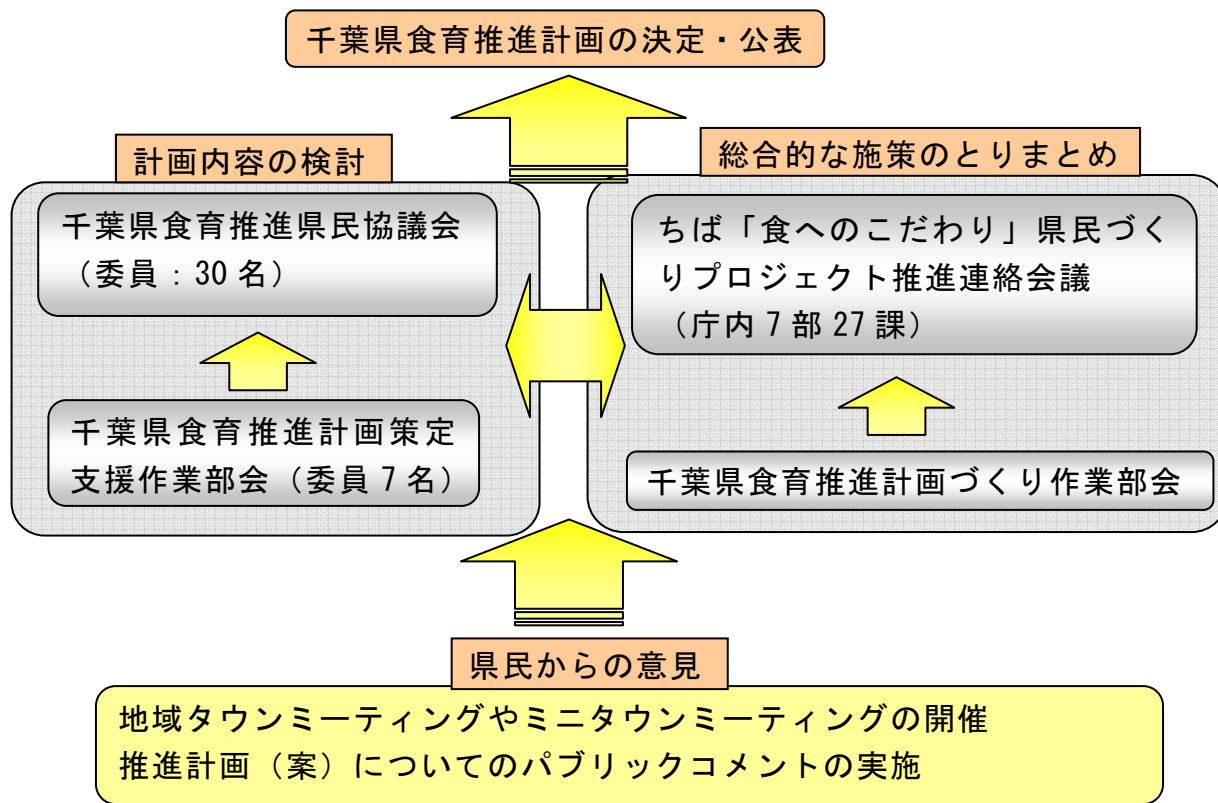
#### ③庁内横断的な推進体制の下、総合的な施策をとりまとめ

食育は、幅広い分野にわたる施策を統合し推進する必要があることから、庁内横断的な組織である「ちば『食へのこだわり』県民づくりプロジェクト推進連絡会議（庁内7部27課）」において、県民協議会の検討結果を踏まえ施策のとりまとめを行いました。

#### ④県民、県民協議会、県が連携した体制での計画づくり

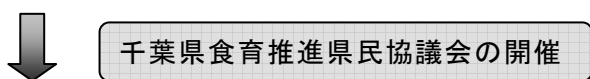
パブリックコメントによる県民からの意見を踏まえ、推進計画を決定しました。

図表 69 千葉県食育推進計画策定体制の概念図



**(2) 計画策定の手順**

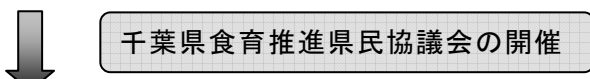
①タウンミーティング・ミニタウンミーティングの実施  
県民からのアイデア・意見の募集 (H18年8月～H19年1月)



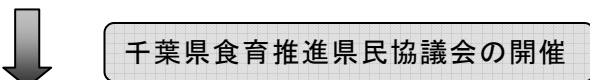
②推進計画の基本方針・骨子の作成



③推進計画(案)のとりまとめ



④パブリックコメントの実施



千葉県食育推進計画策定支援  
作業部会 (月1回程度開催)

「ちば『食へのこだわり』県  
民づくりプロジェクト推進連  
絡会議」を随時開催

⑤推進計画の決定・公表

### (3) タウンミーティング等の開催状況

#### ①地域タウンミーティング

	実施日	地域名	内 容	参加者
1	8月 9日	長 生 (茂原市)	・講演 榊田みどり氏(農政ジャーナリスト) 「なぜ食育」	190人
2	9月 19日	君 津 (木更津市)	・講演 遠藤陽子氏(千葉自然学校事務局長) 「食を取り巻く状況について」	177人
3	9月 21日	夷 隅 (いすみ市)	・講演 室田洋子氏(聖徳大学教授) 「地域で育てる食卓」	189人
4	10月 7日	東葛飾 (市川市)	・活動事例発表(5事例)	250人
5	10月 20日	千 葉 (千葉市)	・講演 サカイ優佳子氏(フードコンサルタント) 「感じる食育 楽しい食育」 ・活動事例発表(3事例)	121人
6	10月 31日	海 匝 (旭 市)	・講演 服部津貴子氏(服部栄養料理研究会会長) 「食文化の伝承と食育のすすめ」 ・パネルディスカッション「広げよう食育」	309人
7	12月 4日	安 房 (館山市)	・講演 安部司氏(食問題ジャーナリスト) 「あなたは何を食べていますか」 ・事例発表(3事例)	602人
8	12月 12日	山 武 (山武市)	・事例発表(2事例) ・講演 村松真貴子氏(フリーアナウンサー) 「おいしく食べていきいき元気」	89人
9	1月 11日	印 旛 (佐倉市)	・経験交流会；テーマ「親子・家庭が気軽に 参加できる食育活動とはー地域・学校・家 庭を結ぶ家庭づくりー」 事例発表5名	211人
10	1月 16日	香 取 (香取市)	・講演 遠藤陽子氏(千葉自然学校事務局長) 「食育のすすめ～地域で取り組む食育活動」 ・パネルディスカッション・意見交換 テーマ「地域の食材で豊かな心を育てよう」	121人

計 2, 259人

## ②グループ意見交換会

	実施日	グループ名等	意見の視点、テーマ	参加者
1	8月7日(月)	学校栄養士会	学校栄養職員からの意見	37人
2	9月6日(水)	「ちばの食育 2006」 実行委員会	食育活動全般	17団体
3	9月11日(月)	東京電力(株)千葉支店 (食育サポート企業)	取組み企業からの意見	8人
4	9月14日(木)	アグリライフちば (食育ボランティア)	取組み農業者からの意見	22人
5	9月16日(土)	石井食品(株) (食育サポート企業)	食品企業からの情報発信、関わり等の意見	3人
6	9月22日(金)	ちばコープ生活協同組合	食育活動全般	10人
7	9月27日(水)	千葉県立衛生短期大学	大学生との意見交換	学生8人、指導者
8	10月5日(木)	千葉県食生活改善協議会	地域での食生活改善の取組みに係るアイデア	50人
9	10月10日(木)	八千代市保育所関係者	乳幼児・家庭・地域の食育	12人
10	10月14日(土)	学童クラブ風の子 シュワッチ	子育て中の働く親との意見交換	18人
11	10月16日(月)	サンケイリビング 新聞社(株)千葉県本部	普及浸透のための啓発	2人
12	10月19日(木)	千葉市内公立中学校	中学生との食育授業(バランスの良い食事について)	60人
13	10月29日(日)	千葉の子ども健康対 策懇談会出席保護者	健康三原則(食事・休養・運動)を通じた基本的な生活習慣の確立	111人
14	11月6日(月)	県立松戸国際高校	高校生からの意見、提案	1年生と3年生
15	11月24日(金)	(社)千葉県歯科医師会	地域保健医療委員会からの「幼児期の食育と歯科の関わり」に関する意見提出	10人
16	12月14日(木)	(社)千葉県歯科医師会 (地域保健医療委員会)	「幼児期の食育と歯科の関わり」をテーマに意見交換	12人

## (4) 県民協議会及び計画策定作業部会の検討経過

### ① 千葉県食育推進県民協議会

**第1回** 平成18年12月26日(火) 13時～16時

- 主な検討事項
- 会長・副会長の選任
  - 作業部会の設置
  - 千葉県における食育の取組について
  - 食育推進計画の策定に向けた委員からの意見聴取

**第2回** 平成19年12月26日(水) 13時30分～15時30分

- 主な検討事項
- 推進計画骨子(案)の検討

**第3回** 平成20年5月13日(火) 13時30分～15時30分

- 主な検討事項
- 推進計画(案)の検討

### ② 千葉県食育推進計画策定支援作業部会

**第1回** 平成18年12月26日(火) 16時15分～17時15分

- 主な検討事項
- 部会長・副部会長の選任
  - 第1回県民協議会の検討結果を踏まえた作業部会の今後の進め方の検討と意見交換

**第2回** 平成19年2月6日(火) 13時～16時

- 主な検討事項
- タウンミーティング等における県民意見の整理
  - 千葉県の食の現状と課題の整理
  - 「ちばらしさ」について検討
  - 千葉県食育推進計画の目指す姿について検討

**第3回** 平成19年3月7日(火) 13時30分～16時30分

- 主な検討事項
- 推進計画の骨子の検討
    - ・食をめぐる問題点と課題の検討
    - ・ちばの特徴の整理
    - ・県民へ向けたメッセージの検討

**第4回** 平成19年3月27日(火) 13時30分～16時30分

- 主な検討事項
- 推進計画の骨子の検討
    - ・基本目標の検討
    - ・食育への取組の視点の検討
    - ・食育推進スローガン、施策の検討
    - ・推進計画の構成を検討

**第5回** 平成19年4月25日(水) 13時30分～16時30分

- 主な検討事項
- 第4回までの検討結果を踏まえ計画骨子(案)の検討
  - 学校・保育所等における食育の推進について検討

**第6回** 平成19年5月29日（火）13時30分～16時30分

- 主な検討事項
- 第5回までの検討結果を踏まえ計画骨子（案）の検討
  - 生産者・企業・関係団体等の役割について検討

**第7回** 平成19年6月14日（火）15時～17時

- 主な検討事項
- 推進計画骨子案（県民協議会報告案）のとりまとめ

**第8回** 平成20年2月12日（火）14時～16時

- 主な検討事項
- 計画名称の検討
  - 計画の目標値の検討
  - 「ちば型食生活」ガイドブックの検討

**第9回** 平成20年3月25日（火）14時～17時

- 主な検討事項
- 推進計画案（県民協議会報告案）の検討

## 2. 千葉県食育推進県民協議会等設置要綱及び委員名簿

### 千葉県食育推進県民協議会設置要綱

(平成 18 年 9 月 1 日制定)

#### 【設置】

第 1 条 千葉県における食育の総合的かつ計画的な推進に向けて、食育推進計画の策定及びその推進並びに食育推進に関する施策について意見を聴取するため、千葉県食育推進県民協議会（以下、「県民協議会」という。）を設置する。

#### 【所掌事務】

第 2 条 県民協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食育基本法第 17 条に基づく千葉県食育推進計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) その他、食育推進に関する施策に関すること。

#### 【組織】

第 3 条 県民協議会は、委員 30 名以内をもって構成する。

- 2 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 県民協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、県民協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

#### 【会議】

第 4 条 県民協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 県民協議会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 県民協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議に欠席する委員は、会長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 5 会長が必要と認めたときは、関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

#### 【会議の公開】

第 5 条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、県民協議会の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）第 8 条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調整審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

#### 【会議資料の公開】

第 6 条 会議資料は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、県民協議会の議決により会議資料の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）第 8 条に規定する不開示情報が含まれる資料
- (2) 会議資料を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

#### 【会議録】

第 7 条 会長は、会議を開催したときは会議録を作成する。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した内容
- (5) その他参考事項

#### 【作業部会】

第 8 条 県民協議会の所掌事務に関し、更なる検討を行うことを目的として、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、会長が指名した者をもって構成する。

3 作業部会は、県民協議会に検討の経過及び結果を報告する。

#### 【庶務】

第 9 条 県民協議会の庶務は、千葉県農林水産部安全農業推進課において処理する。

#### 【その他】

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し、必要な事項は、知事が定める。

#### 【附則】

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

#### 【附則】

この要綱は、平成 18 年 12 月 26 日から施行する。



## 千葉県食育推進計画策定支援作業部会設置要綱

(平成 18 年 12 月 26 日制定)

### 【設置】

第 1 条 千葉県における食育の総合的かつ計画的な推進に向けて、食育推進計画の策定及びその推進並びに食育推進に関する施策について、千葉県食育推進県民協議会（以下、「県民協議会」という。）の所掌事務に関し更なる検討を行うため、千葉県食育推進計画策定支援作業部会（以下、「作業部会」という。）を設置する。

### 【所掌事務】

第 2 条 作業部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食育基本法第 17 条に基づく千葉県食育推進計画の策定及びその推進に関すること  
の他、食育推進に関する施策について検討を行い、県民協議会に検討の経過及び結果を報告する。

### 【組織】

第 3 条 作業部会は、委員 7 名以内をもって構成する。

- 2 作業部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 委員の任期は、県民協議会委員の委嘱期間に準ずる。
- 6 委員は、再任されることができる。

### 【会議】

第 4 条 作業部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 作業部会は、部会長（部会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議に欠席する委員は、部会長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 4 部会長が必要と認めたときは、関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

### 【庶務】

第 5 条 作業部会の庶務は、千葉県農林水産部安全農業推進課において処理する。

### 【その他】

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し、必要な事項は、千葉県食育推進県民協議会設置要綱の定めによる。

### 【附則】

この要綱は、平成 18 年 12 月 26 日から施行する。

## 千葉県食育推進県民協議会委員名簿

(委嘱期間；平成18年12月26日～平成20年12月25日)

平成19年12月26日現在

	区 分	氏 名	役 職 等	
1	学識経験者	赤坂 守人	日本大学総合歯科学研究所 教授	
2		明石 要一	千葉大学教育学部 教授 【会長】	
3		木嶋 義郎	(社)千葉県栄養士会 会長	
4		渡邊 智子	千葉県立衛生短期大学栄養学科 教授	
5	教育関係者等 【学校教育】	岩渕 達郎	千葉県小学校長会健康安全対策部長	
6		上野 洋子	千葉県学校栄養士会 会長	
7		杉野 京子	千葉県PTA連絡協議会 副会長	
8	【保育】	鈴木 美岐子	千葉県保育協議会 副会長	
9	【保健】	鎌田 知能	(社)千葉県食品衛生協会 専務理事	
10	医療関係者	松田 一郎	(社)千葉県歯科医師会 理事	
11		本吉 光隆	(社)千葉県医師会 理事	
12	消費者	鈴木 静子	千葉県食生活改善協議会 会長	
13		高橋 初榮	千葉県消費者団体連絡協議会 会計	
14		平野 都代子	千葉県生活協同組合連合会 理事	
15	農林漁業者等	飯田 和代	千葉県指導農業士会 理事	
16		菊間 節子	アグリライフちば 会長	
17		小嶋 英志	千葉県農業協同組合中央会 農業振興部長	
18		嶋谷 一隆	千葉県漁業協同組合連合会 販売部長	
19		松田 延儀	(社)千葉県畜産協会 専務理事	
20	食品関連事業者 【流通、販売】	寺嶋 晋	イオン(株)食品商品本部農産商品部長	
21		【製造】	水永 秀雄	キッコーマン国際食文化研究センター センター長
22		【調理】	山崎 信男	(社)全日本司厨士協会関東総合地方千葉県本部 会長
23		湯浅 ナミエ	(社)千葉県調理師会 理事	
24	活動団体	遠藤 陽子	特定非営利活動法人千葉自然学校 事務局長 【副会長】	
25		龍崎 英子	千葉伝統郷土料理研究会 主宰	
26	活動者等	大木 秀子	ふれあいパーク八日市場(有) 常務取締役	
27		寒川 裕	やちよ食育ネット	
28		松村 なを子	ちば食育ボランティア	
29	市町村関係	豊田 俊郎	千葉州市長会 (八千代市長)	
30		成嶋 尚武	千葉県町村会 (長柄町長)	

\*委員定数は、30名以内

## 千葉県食育推進計画策定支援作業部会委員名簿

平成 19 年 12 月 26 日現在

	氏 名	役 職 等	備 考
1	渡邊 智子	千葉県立衛生短期大学栄養学科教授	
2	杉野 京子	千葉県 PTA 連絡協議会 副会長	
3	平野 都代子	千葉県生活協同組合連合会 理事	
4	遠藤 陽子	特定非営利活動法人千葉自然学校 事務局長	部会長
5	大木 秀子	ふれあいパーク八日市場(有)常務取締役	
6	寒川 裕	やちよ食育ネット	副部会長
7	松村 なを子	ちば食育ボランティア	

### 3. ちば「食へのこだわり」県民づくりプロジェクトについて

#### ちば「食へのこだわり」県民づくりプロジェクト推進連絡会議設置要綱の概要

##### 【設置年月日】

平成16年5月24日

##### 【目的】

子どもの頃から「食」や「農」に関する正しい知識を得て、自ら「食」について考え、「千葉ブランド」にこだわりをもつことによって、健全な食生活が送れるよう幅広く学校や地域、家庭における食育を関係部局の連携のもと、一層推進することを目的とする。

##### 【所掌】

食育推進連絡会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- ① 食育の推進に関すること
- ② ちば「食へのこだわり」県民づくりプロジェクトの推進に関すること
- ③ ちば食育ボランティアの連携に関すること
- ④ 食育に係る資料収集及び情報交換、意見交換
- ⑤ 上記に掲げるもののほか、食育推進連絡会議の目的を達成するために必要な事項

##### 【専門部会】

食育推進連絡会議は必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

##### 【連絡会議構成課】 7部27課室（平成20年4月16日現在）

所属部局	課（室）名
総合企画部	知事室 政策企画課 男女共同参画課
総務部	学事課
健康福祉部	健康福祉政策課 健康づくり支援課 児童家庭課 衛生指導課
環境生活部	資源循環推進課 県民生活課
商工労働部	経済政策課 観光課
農林水産部	農林水産政策課 安全農業推進課（事務局） 耕地課 農村振興課 担い手支援課 生産販売振興課 森林課 林務課 水産局水産課
教育庁	教育政策課 生涯学習課 指導課 特別支援教育課 学校安全保健課 文化財課

## 4. 食育基本法の概要

平成 17 年 6 月 17 日：公布

平成 17 年 7 月 15 日：施行

### 1 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。(第 1 条)

### 2 関係者の責務

(1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関係事業者、国民等の責務を定める。(第 9 条～13 条)

(2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。(第 15 条)

### 3 食育推進基本計画の作成

(1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。

①食育の推進に関する施策についての基本的な方針

②食育の推進の目標に関する事項

③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項 等 (第 16 条)

(2) 都道府県は都道府県食育推進基本計画、市町村は市町村食育推進基本計画を作成するよう努める。(第 17 条・18 条)

### 4 基本的施策

①家庭における食育の推進 (第 19 条)

②学校、保育所等における食育の推進 (第 20 条)

③地域における食生活の改善のための取組の推進 (第 21 条)

④食育推進運動の展開 (第 22 条)

⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等 (第 23 条)

⑥食文化の継承のための活動への支援等 (第 24 条)

⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 (第 25 条)

### 5 食育推進会議

(1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25 名以内で組織する。(第 27 条～29 条)

(2) 食育推進基本計画の案を作成し、及びその他食育の推進に関する重要事項の審議、施策の実施を推進する。(第 26 条)

(3) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。(第 32・33 条)

## 5. 食育推進基本計画のポイント

### 食育推進基本計画のポイント

#### ▶ はじめに

- 計画期間は平成18年度から22年度までの5年間

#### ▶ 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
2. 食に関する感謝の念と理解
3. 食育推進運動の展開
4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

#### ▶ 第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 食育に関心を持っている国民の割合(70%→90%)
2. 朝食を欠食する国民の割合(子ども4%→0%、20代男性30%→15%、その他)
3. 学校給食における地場産物を使用する割合(21%→30%)
4. 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合(60%)
5. 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合(80%)
6. 食育の推進に関わるボランティアの数(20%増)
7. 教育ファームの取組がなされている市町村の割合(42%→60%)
8. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(60%)
9. 推進計画を作成・実施している自治体の割合(都道府県100%、市町村50%)

#### ▶ 第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食生活の改善のための取組の推進
4. 食育推進運動の展開(食育月間(毎年6月)、食育の日(毎月19日))
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

#### ▶ 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 都道府県等による推進計画の策定促進、基本計画の見直し等